

令和２年度第８回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和２年１０月１２日（月）１４：００～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、教育総務課教育指導官、
教育総務課長補佐、生徒指導推進室長、中央図書館事務局長、
青少年支援センター事務局長

- １ 開会宣言（清水教育長）
- ２ 会議録署名者の指名（多々納委員、金津委員）

- ３ 会議録の確認（令和２年度第５回及び第７回）

…………意見・修正なし…………

- ４ 報告【１件】

○清水教育長

本日、報告が１件提出されている。

それでは、事務局から願います。

【報告第１２号 令和２年第４回松江市議会定例会（９月議会）について】

○早弓副教育長

私から、令和２年第４回松江市定例会（９月議会）について報告を申し上げます。

９月２日から１０月９日まで開催され、第７回教育委員会会議で制定依頼の御承認をいただいた松江市立義務教育学校玉湯学園及びたまゆ幼稚園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例や、調整依頼の御承認をいただいた財産の取得に関する議案、令和２年度松江市一般会計補正予算（第６号）の予算案については、９月１５日に開催された教育民生委員会や分科会での審議を終え、１０月２日に原案通り可決・採決となっているところである。

また、9月7日から9日までの3日間であるが、一般質問があり、20人の市議会議員の皆様から338の質問があったところである。教育委員会に係るものについては、お手元の3ページから6ページに骨子を掲載している。12人の議員から51の質問があったところである。

項目別で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症に関連しては6人から16の質問、教育現場の現状に関しては1人から12、学校と地域の連携・協働に関しては1人から6つ、ICTの関係については2人から5つ、少人数については2人から4つ、東出雲公民館に関して1人から4つの質問をいただいたところである。その中で、主だったものを御報告させていただく。

まず、コロナ関係であるが、3ページの質問順位1の吉金議員、3番目の川島議員、5ページ目にある12番目の田中議員から質問があった。その中から紹介させていただきたいと思う。

まず、吉金議員であるが、子供たちの授業時間の減に対する対応ということで、子供たちの理解度について、確認の作業はなされるかということのお伺いであった。

今回の臨時休業の措置後に、全ての市立学校に調査を行った結果、臨時休業の措置に伴う学びの補償として夏季休業期間の短縮、あるいは行事の見直しにより、全ての学校で今年中に授業数の回復が可能であると見込んでいるということである。

学習面以外では、コロナの影響により様々な教育活動が中止や規模縮小となったわけであるが、代替え行事・活動が計画されているということで、貴重な経験の場となるように各校で取組が進められている。今年度の児童生徒に対しては格段の配慮が必要となるわけであるが、各校で3学期に進級認定会議・卒業認定会議を開き、児童生徒一人一人の在学中の学習状況・生活状況を踏まえて進級・卒業について検討を行って適切に対応していくということをお答えしている。

それから、川島議員の質問については、学校の再開・部活動の発表の場の提供ということで、市内の交流大会や代替の授業ができないのかという御質問であった。

今年については新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、運動部においては中学校の総合体育大会をはじめとして、島根県大会・中国大会・全国大会も中止となったところである。文化部についても、吹奏楽や合唱コンクール等が相次いで中止となった。

生徒のために多くの競技で競技団体や部活動の顧問の御協力の下、代替大会が開催されてきたところであるが、市としてはスポーツ大会の代替大会の開催支援事業により、

小中学校を対象に開催を支援・補助してきたところである。これまでにサッカー・ソフトテニス・軟式野球において代替大会が開催された。また、多くの中学校での活動の区切りとなる交流試合や記録会も実施されたということである。

吹奏楽部・合唱部においても、校内施設や市内のホールなどを使用し、コンサートや演奏会を開催するなど、各校の実態に応じ、生徒がこれまでの練習の成果を発揮する発表の場をつくる取組がなされているところであるということをお答えしたところである。

それから、5ページの12番目の田中議員であるが、修学旅行のキャンセル料について、保護者負担がないようにする考えはないかということであった。

発生状況を踏まえ、修学旅行時期の延期や県内旅行への変更等について各校で十分検討するように通知をしているところである。キャンセル料については、20日前から発生するというのが一般的ではあるが、キャンセル料が発生するまでのところで保護者の皆様の意見なども踏まえ、各校で判断するというようにしているところである。

現在、2学期に修学旅行を計画している多くの小学校は、旅行先を県外から県内に変更して企画をされているところである。既に行ったところもあるということであるが、その上で保護者の負担の軽減をするために、計画変更に伴う旅行の企画料などのキャンセル料の補助について現在検討しているところである。そういったお答をしたところである。

それから、6ページの16番の細木議員からは、コロナを受け、いつもの教育現場の現状と違うのではないか、いつもと違う学校生活の中で子供たちはどうかということで、特に設備面で何か気付いたことはあるかという質問もあった。

教育現場の現状については、8月6日に市議会の教育民生委員会の皆様にも現場を見ていただいたわけであるが、今日お集りの教育委員の皆様にも、7月14日に総合教育会議として、大変お忙しい中現場を見ていただき、感謝する。市長も見たわけであるが、教職員の意見やそういったことを聞きながら把握をしたということを申し上げたところである。

学校管理課として、特に今から気を付けないといけないのは、特別教室のエアコンや水道の蛇口の数、水洗のレバーハンドルへの転換、こういった3つの取組ができるのではないかと、現在取組を行っているということである。

一般質問の後に委員会もあったわけであるが、この中でも特別教室のエアコンの設置について言及がなされたということで、理科室等にも設置を考えていくということであ

る。

実を言うと、先日、決算の委員会の中でもエアコンの設置について意見が付されたところであるため、今後の取組を進めてまいりたいというように考えている。それから、水道関係についても対応してまいりたいと考えている。

もう1つ、学校現場の現状についてということで、休校によってゲームやネットの利用、いわゆる依存など、そういった実態はどうかと。小中学校の生徒の携帯やスマホの所持率ということも聞かれたところである。

平成28年には小学校の校長会が調査を行っているところであるが、小学校5、6年生の約40%が持っているということが分かったわけである。4年前のデータであるため、今後も把握に努めていきたいということであるが、現在は詳細な把握ができていないということである。

今年について、7月に小学校3年生、6年生及び中学校2年生の保護者の方5,000人を対象としたメディアに関するアンケートを実施したということで、個人用のスマートフォンや携帯電話の所持率については今調査を行っているところであり、集計ができ次第御報告させていただきたいということで考えている。

それから、3ページにお戻りいただきたいと思うが、吉金議員からは、少人数学級のことについて御質問があった。松江市として単独で維持してはどうか、国や県の動向はどうかということであった。また、それをする場合の負担はどうかといった質問であった。

少人数学級編成の基準の見直しについては、国に対しては市長会を通じて現在も申入れを行っているところである。萩生田文部科学大臣からは、少人数学級について検討したいという旨の発言があったということであるが、その後の制度改革に向けた具体的な動きは現在起きていないということである。今後注視をさせていただきたいと考えているところである。

県に対しても、昨年度から継続的に見直しについて再考を申入れているところである。8月にも県知事要望の中で改めて再考していただくように申入れを行っている。県教育長からは、今回の見直しを行っても、島根県の少人数学級編成の基準は、全国に見て上位から中位であり、極めて密とは言い難いということで、現在見直しを変更するという考えはないということで承っている。

なお、松江市独自で維持を想定すると、小中学校で概ね30学級の減少に対応することになるため、多額の人件費が必要となるということで、維持は非常に困難な状況である

と、それから、引き続き県と国に対し、基準の見直しや編成の維持について今後も要望してまいりたいと、こういった答弁を行ってきたところである。

以上、主なものを申し上げたため、これで報告とさせていただく。よろしくお願いします。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

○伊藤委員

まず、今年のコロナの騒ぎで、小学校、中学校、高等学校、いろいろな体育行事、文化行事が中止になり、当初、中学校のことしか私は分からなかったのだが、大変生徒ががっかりしており、精神的にも不安定になっているということを1学期末に耳にしたことがあった。しかし、今報告があったように、代替のいろいろな大会をしていただき、体育系・文科系のそれぞれ、校長先生方、連盟の方に努力いただき、夏休み後半、生徒たちがスカッとした顔をして吹っ切れたような感じだったと聞いた。通常の県大会はできなくても、松江市や出雲部などで代替していただき、それなりに生徒たちは満足したようであった。その関係の方々にまた御礼を申し上げたいと思っている。また、松江市等もいろいろな財政的な支援をしていただいたということも聞いており、良かったというように思っている。

それから、夏休み明けに、生徒たちの登校に関する気持ちがなかなか前向きにならないというような話も聞いている。今年の場合、特にコロナの騒ぎなどがあり、9月の早々、例えば登校のできにくかった生徒が多かったなど、そのような状況があれば、その実態を少し聞かせていただけたらと思っている。

最後であるが、少人数学級の取組である。島根県は知事の関係で財政的にカットされたというようなところがあり、私はこれを非常に残念に思っていたところである。しかし、今、国が前向きな方向で動き始めている。今の答弁のところで、県は方針をあまり変える姿勢がないということであったが、市町村や国がこういうことの実態を鑑みて変えようとしているときに、島根県知事も面子を捨てられて、島根県が良い方向に向いてほしいため、市町村の教育長会などでも極力進めていただくように願います。

以上である。

○生徒指導推進室長

先ほど御質問のあった9月の登校の状況等であるが、新型コロナウイルス感染症対策により、夏休みを終えた児童生徒について、コロナによって生活の大きな崩れがあったというような報告はこちらには入ってきていない状況である。ただ、やはり夏休みが例年より少し短く、学校の再開も少し早く、行事等の関係で8月の暑い時期にいろいろ再開をしたということもあり、なかなかリズムに乗り切れないということや、中学校などでは部活動の再開等も含め、新しい学級のスタートになかなか乗れないというような報告は受けていた。しかし、時間が経つにつれ、次第に落ち着いていったというのが2学期のスタートの状況ではなかったのかというように感じている。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

9月議会でも多くの議員が教育に関心を持っていただき、たくさんの質問をいただいているということに、本当にありがたいことだと思う。

その中で、2名の議員から少人数学級についていろいろ御質問いただいております、先ほど伊藤委員からの御意見もあったように、7月に小学校と中学校を授業参観、あるいは生徒の実態を見学させていただき、やはり少人数学級の方が良いのではないかと思います。通常のときでもそうであり、ましてやコロナの影響のある中では、30人、40人近い学級になると本当に密になるという心配がある。今まで島根県は国や他府県に先駆けて少人数学級を実施しており、その効果も十分上がっていると思う。いろいろな関係で戻すところ非常に疑問を持っており、やはり島根においても子供たちの成長というのは宝であるため、教育効果が十分発揮できるように、少人数学級をもう一度見直していただきたいということと、国もそういう動きにあるとすれば、市長会を通して大いに声を上げていただき、1日でも早く少人数学級が実現できるようにしていただきたいと切に願うところである。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○藤原委員

これから更に体調を崩しやすい季節になるが、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時感染のことについても触れられている。先日、学校を訪問をさせていただいた。休みが終わって授業が始まるごとに、きちんと子供たちがお互いにマスクはしているか、手洗いをきちんとしたか、またまだ暑い季節であったため、水分をしっかり摂っているかということを毎時間確認しておられた。コロナ対策も時間が長くなってくると疎かになってしまいそうにも思うのだが、子供たちが楽しくなるような工夫も混ぜながら、先生方がしっかりと子供たちが意識できるように対策をしておられる様子を拝見し、とてもありがたいことだと思った。

子供たちからも、自分たちがしっかりと健康でいられるように気を付けようという意識を感じ、嬉しく思った。これからは同時感染の心配なども出てくるが、今の取組が良い形で表れれば良いというように願っているため、これからもよろしく願います。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

この度のコロナ禍のことで、学習の進捗がどうなのかというような心配をしていたのだが、今年中にその辺りは取り戻せそうではないかと先ほどお話があった。カリキュラム的にはそういうことなのだろうと安心はしたのだが、実際、先生のその中での負担感や生徒が実際に付いていけているかどうかなど、その辺りの状況というのはいかがか。

○大谷副教育長

金津委員から御質問のあった件であるが、教育課程をかなり見直したことで、子供たちが例年と違う学習の状況にあるというのはその通りである。学校では、一人一人の子

供たちに対して学習状況、到達度等を適切に把握している。学校によって取組にいろいろなタイプはあるのだが、例えば学年ごとに放課後に学習会を持つ、あるいは一人一人に対する個別のきめ細かい指導の場を持つ等の配慮を行っている。

私も1学期の後半から学校をできるだけ回るようにしており、放課後の学習の場も実際に見せてもらったのだが、子供たちは本当に落ち着いた気持ちで放課後の学習に取り組んでおり、学校で適切に対応しているというように判断をしているところである。

それから、先ほど生徒指導推進室長も申し上げたのだが、市内約50校の学校があり、かなり多くの学校を回ったが、市内市立学校が今とても落ち着いた状況にある。私たちもコロナ禍にあって、子供たちが気持ち的にある意味病んでいたり、不安定になっているのではないかという懸念は持っていたのだが、そういうことはあまりなく、とても前向きに学校生活に取り組んでいる様子を毎回視察ごとに確認をしており、大変喜んでいるところである。特段その辺り、今大きな懸念はないというように判断をしている。

○金津委員

それを聞いて非常に安心した。皆様の御努力に本当に感謝を申し上げたいと思う。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第12号は以上とする。

5 議事【議案3件】

○清水教育長

本日、議案が3件提出されている。このうち議第24号は人事案件であるため、全ての案件が終了後に非公開で行いたいと思うが、よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第24号は後ほど行う。

それでは、事務局より説明をお願いする。

【議第25号 松江市立図書館協議会委員の任命について】

○中央図書館事務局長

議案の9ページをお願いします。

松江市立図書館協議会委員の任命についてである。図書館協議会については、図書館法の第14条に規定があり、公立図書館に置くことができるものとされ、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる機関とされている。

松江市立図書館協議会については、この図書館法第14条に基づき設置され、松江市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条に委員の任命等について規定がされている。

この度令和2年10月31日で委員の任期2年間の満了するため、それに伴い新たに委員を任命するものである。任命する委員は11名で、氏名、所属、新任・再任の別は表の通りである。任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日までである。

10ページを御覧いただきたい。

新旧委員の名簿が記載されているが、今回の任命においては、選出区分の一番上、学校教育の分野からの委員を1名減とし、右側の新しい表の選出区分、上から3番目、学識経験者の欄であるが、そこの分野を1人増やしている。

これは、右の新しい表の学識経験者の一番上、島根県立大学の学生を新たに委員に加えたためである。これは、図書館の運営に関して、若い方の意見も反映させたいということで今回新たに委員に加えさせてもらっている。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくお願いします。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

感想であるが、今説明があったように、若い方の御意見をいただいて運営に反映させていくという点で、県立大の学生を入れていただいたというのは非常に良いことだと思う。今後とも是非若い方の御意見を反映できるように、もう少し人数を増やすとか、今回初めてだと思うので、試みでやっていただき、良い方向で進めていただけたらと思う。

○中央図書館事務局長

今後も若い方の意見をどんどん取り入れていきたいと思っている。

○清水教育長

私から 1 点よろしいか。

選出区分が学識経験者になっている。学生であるため、これから学ぶ途上にある方であるが、選出区分はこれしかないのか。

○中央図書館事務局長

その他はなく、選出区分は 4 つになっており、強いて言えば学識経験者ということである。

○清水教育長

検討しても良いかもしれない。

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

それでは、承認してよろしいか。

………異議なし………

それでは、議第 25 号については承認された。

【請願第 1 号 松江市教育委員会委員によるいじめ重大事態被害生徒保護者に対する聞き取り等に関する請願書】

○次長（教育総務課長）

11 ページ、12 ページをお願いする。

憲法第 16 条で請願は認められており、松江市教育委員会には、これに対して適用できる教育委員会会議規則の第 9 条がある。今回、8 月 24 日付で受理をした請願書の内容についてはこの後御説明をする。

翌 8 月 25 日付で、本請願に係る事情の陳述申出書を受理している。教育委員会会議規則の第 9 条で、「請願者が請願に対して事情を述べることができる」ということが記されており、次回以降のところでそういった事情についてお伺いする機会をもち、審議をしていただきたいというように考えているところである。

一方、松江市教育委員会規則には、請願に対する取扱規定というものはない。このため、松江市議会会議規則第 141 条の「審議によって得る結果は、採択すべきものか不採択とするべきもの、どちらかである」に則り、教育委員会会議で審議を行い、内容について、教育委員会として賛同する場合は採択、賛同しない場合は不採択として決定をし、請願に対しては採択・不採択を併せて、その理由を付して回答するという、前回、平成 25 年度の請願案件と同様の取扱いで審議をしていただきたいというように考えているところである。

具体的な請願内容については、生徒指導推進室長から御説明を申し上げる。

○生徒指導推進室長

私から、請願内容について御説明をさせていただく。議案の 11 ページを御覧いただくようお願いする。

請願の趣旨であるが、(1)「松江市教育委員会におけるいじめ重大事態被害生徒保護者に対する聴き取り等に際しては、公文書としての記録を作成することを求めます。」(2)「平成 28 年 11 月 24 日に行われた面談と称するいじめ重大事態被害生徒保護者に対する聴き取りの際に、被害者サイドに対する配慮と教育委員としての公正さに欠けた対応をしたことに対して、反省と謝罪を求めます。」以上の 2 点が趣旨である。

その請願の理由であるが、(1)「令和 2 年 3 月 23 日付情公審 31 号の松江市情報公開審査会の指摘にあるように、この面談は教育委員会の公的な活動と考えられ、松江市教育委員会文書取扱規程第 1 条及び松江市文書取扱規程第 15 条により、記録が作成されるべきであったと考えます。」(2)「保護者の心情に対する配慮に欠けたばかりでなく、いじめ問題対応専門家会議の意見書を受け、教育委員会会議において『いじめ重大事態に係る報告』を最終的に判断する上での先入観・予見となったと考えられ、著しく公正性に欠ける対応と考えます。このまま、何事もなかったかのごとく済ませることは許されず、保護者に対しても市民に対しても、反省と謝罪をすべきだと考えます。」以上の 2 点が理由である。

本請願の経緯について説明をさせていただく。本請願に係る事案は、平成 27 年度いじめの重大事態として認知・対応を行った事案である。

これは、平成 26 年 12 月に発生したいじめ事案で、事案の発端は、男女間でのメールのやり取りで、加害生徒が間違った内容のメールを被害生徒以外の複数名に送信し、そ

の後、ほかの生徒がメールの内容を書き取った紙を教室内で回したり、間違った内容が噂として広がったりした。その噂を聞いたほかの生徒が学年部の教員に知らせ、学校は指導対応を行った事案である。

学校は当初、男女間トラブルと認知し指導対応を行っていた。その後、被害生徒が学級に入りづらい状態となり、3年生の5月には、学校を少しずつ欠席する状況となった。

そして、平成27年5月下旬、加害生徒が被害生徒に対して学校を休むことを責め立てたり、脅迫と思われる内容のメールを送ったりしたことにより、被害生徒は精神的に不安定となり、学校に登校できない状況となった事案である。

学校は平成27年度の調査により、いじめの重大事態として認知し、対応を行った事案である。

続いて、情報公開請求答申について説明をさせていただく。

請願趣旨の1点目の理由に、(1)「令和2年3月23日付情公審第31号の松江市情報公開審査会の指摘にあるように」と記載がある。本いじめ重大事態事案は、公文書公開請求があった事案でもあり、本請願と情報公開とが関連があるために、情報公開の経過についても説明させていただく。

平成30年3月30日付で、本いじめ重大事態事案に係る平成28年度における教育委員による聴き取りの記録を含む3件について、公文書公開請求を松江市教育委員会教育長宛に提出をされている。

当室において、対象文書が存在しないことを確認したことから、公開請求に係る公文書を保有していないときに該当するとして、教育長名で審査請求に対し非公開決定を行ったところである。

審査請求人は当該処分を不服とし、平成30年4月16日付で松江市教育委員会教育長宛に審査請求書を提出された。

その後、松江市教育委員会は、松江市情報公開審査会に諮問し、非公開決定処分の可否について調査・審議をいただいた。調査審議を経て、松江市情報公開審査会は令和2年3月23日付で答申を行っている。「本請願に係る平成27年度における教育委員による聴き取りの記録については、文書不存在と認められるため、非公開決定は妥当である」との判断もいただいた。

一方で、「このような教育委員の活動については、記録を作成しておくべきである」と審査会の判断をいただいている。

今回の請願は、情報公開審査会の答申を受け、松江市教育委員会委員によるいじめの重大事態被害生徒保護者に対する聴き取り等に際しては、記録を作成することや被害者サイドに対する配慮、公正な対応を求めるものであるというように考えている。

以上である。

○清水委員長

今までの経過、あるいは趣旨、あるいは理由等について事務局から説明があった。委員の皆様方から、これに対して何か質問や意見はあるか。

○伊藤委員

教育委員会に対して、審査会からも「記録を残しておくべきものであった」という回答を頂戴したため、私たちも気を付けなければいけない。ただ、事の経緯が、言葉は悪いかもしれないが、「教育委員の皆様にも聞いてほしい」というような願いで承っており、「それでは我々も知らん顔をせずに、お気持ちを大切にしてお話を伺う」というような気持ちで受け止めたところも大きかったと思う。

そのため、今後、例えば「こういうことを聞いてほしい」とおっしゃった方々とよく詰めて、ただ聞いてほしいだけではなく、記録に残したり、情報公開の請求のものになるというようなこともよく打ち合わせて、御理解いただいた上でやっていかなければいけないというように感じた。過去にも「聞いてほしい」というのはあったのだが、そういうときに私たちはどういう立場なのかということをもう1回考え直すことと、「聞いてほしい」とおっしゃったような、生徒指導に限らずそういう場があったときには、よく双方が理解した上で対応していかなければいけないと感じた。お互いに話し合いながらやっていく必要があるというように思ったため、一言述べさせていただいた。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、事務局から今後の進め方、予定について説明をお願いします。

○次長（教育総務課長）

現在のところの予定であるが、次回は11月10日、14時から意見陳述を受けたいと思っている。時間は前回同様10分以内ということで考えている。

その後、11月25日、10時からの教育委員会会議において取扱いの決定をお願いしたいというように考えている。

以上である。

○清水教育長

それでは、今、事務局から説明があった形で進めたいと思うが、よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、この請願については以上の取扱いで進めたいというように思う。

6 その他報告【1件】

○清水教育長

本日、その他報告が1件提出をされている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告 令和3年松江市成人式について】

○青少年支援センター事務局長

議案の13ページ、14ページを御覧いただきたい。

毎年1月に開催している成人式については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中ではあるが、現段階の方針として、感染防止対策をしっかりと施した上で開催することと決定した。

この決定に際しては、新成人により構成する成人式実行委員会の委員による開催への強い希望があったこと、それから、中核都市が60都市あるが、その8割の47都市で開催の表明がされていることなどを参考とさせていただいた。

なお、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、開催内容が変更となる場合や、やむを得ず中止になる場合もある。

開催日であるが、令和3年1月10日の日曜日、3連休の中日である。

新成人は、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれで、男子が1,076名、女子が1,023名の合計2,099名が対象となる。式典では、およそ1,700人の出席を見込ん

でいる。

式典については、毎年 11 時から 1 回だけの開催であったが、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、午前と午後の 2 部の構成とする。午前の部が、橋北地区にお住まいの方、または、その中学校の卒業生。午後の部が、境南地区にお住まいの方、または、その中学校の卒業生が対象となる。

教育委員の皆様方には、毎年来賓として御臨席をお願いしているが、今年度はお住まいの地域ごとにより、午前・午後に分けて御案内いたしたいと考えている。正式には、11 月下旬から 12 月上旬にかけて、文書にて御案内させていただくため、よろしくお願いする。

私からの報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

ちなみに、橋北の委員は 1 名、後は皆さん橋南である。私は両方に出させていただく。

それでは、その他報告は以上とする。

7 次回教育委員会会議等の予定

【令和 2 年度第 9 回教育委員会会議】

日時：11 月 10 日（火）14：00～

場所：教育委員会室

【令和 2 年度第 10 回教育委員会会議】

日時：11 月 25 日（水）10：00～

場所：教育委員会室

8 その他

○清水教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

それでは、議案の第 24 号を除き、議案報告等は全て終了した。関係者以外の方は、こ

れで退席をお願いしたいと思う。